

文化庁訪問報告

事務局長：小田中徹也

平成13年7月25日、近畿病院図書室協議会の関係者が文化庁を訪問し、病院図書館における著作権の運用について文化庁の見解を聞くとともに、病院図書館の立場や考えを説明しました。文化庁側からは、文化庁長官官房著作権課マルチメディア著作権室室長の尾崎史郎氏と同集中管理係長の栗崎博氏が応対され、病図協側からは事務局長の小田中徹也、創立25周年記念フォーラムシンポジストの山室真知子と首藤佳子の両氏、計3名が出席しました。

この会見では、文化庁側から著作権に関する行政の立場からの見解を聞き、多くの示唆を受けました。その中で、厚生労働省や病院あるいは図書館界など関係方面の幅広い支援が必要なこと、また、海外の事情も詳しく調査しておくことも必要だと痛感しました。

またこの時、病図協の活動内容をまとめた会誌の各創立記念号と最新の号、医学雑誌総合目録最新版、年次統計調査報告書などを参考資料に提出しました。さらに、著作権と病院図書館の関係について、文化庁の今後の理解を求めため、次の「会長見解」も提出しました。

会見は1時間の予定でしたが、30分間も超過してお話をうかがうことができました。今回、文化庁と病院図書館の双方の関係者が、著作権について初めて話し合いの場を持ったことは、意義深いと思っています。

 平成13年7月25日

「病院図書館（室）における文献複写についての見解」

 近畿病院図書室協議会
 会長 中村 充男

現行著作権法第31条においては、政令で定められた「国立東京第二病院」（現国立国際医療センター）と「国立療養所東京病院」の図書室以外の病院図書館では所蔵資料の複製が認められておりません。しかし、医療の実践におきましては最新医学情報の入手、研究成果の現場への適用は日常欠くべからざるものであります。こうした医学情報の流通と共有のためには文献複写の果たす役割は大きく、医療スタッフに医学医療情報を提供する病院図書館の機能そのものを左右すると言っても過言ではありません。

つきましては、先の2病院以外の病院図書館も著作権法第31条の適用図書館として、所蔵資料の複製が認められるよう関係方面でご検討いただき、格別のご配慮を頂きたいと考えております。

理由

1. 医療における文献利用の特殊性

- (1) 医療の公共性と文献
- (2) 緊急性と複写

(3) Evidence-Based Medicine (EBM) の推進
と文献

(4) 利用対象は学術文献

元来「医療」は公共的な性格をもっていますが、高齢化社会を迎えて国民全体にとってますます大きな課題となってきています。「医療」における文献利用は人命を預かり、安全で良質な医療を提供すべき病院の使命と不可分であります。病院は営利を目的としてはならない機関であり、ましてや、病院経営上文献の複製による利潤が得られることはありません。

また、医療現場においては文献利用の際、緊急性が要求されることが特徴的です。日常の患者の診療に対してはもちろんのこと、救急医療、緊急手術などにおいては尚更のことです。このような場合、当該部署へ迅速に必要な文献や必要情報を提供するためには、文献の複製は欠かせない一つの手段であります。

今、医療の現場ではEBMが盛んに推進され、世界的潮流ともなっています。これは医師の経験、カン、あるいは慣習などによる従来の医療を見直し、科学的根拠に基づく医療の実践を目指そうというものです。この基礎となるものが各種医学文献（検索と評価）であり、その重要性が改めて見直されています。また、インフォームド・コンセント、医の倫理等の面からも文献はより重要視されるようになりました。

医療において利用される文献は、そのほとんどが医学学術文献です。一般の著作物に比して利用される期間は短く、また相互参照による医学研究の推進も医療スタッフの重要な役割の一つであります。さらに、学術文献は主に逐次刊行物に掲載され、バックナンバーについては現物入手が不可能であります。

このような「医療」および学術文献の特殊性からして、病院図書館で所蔵資料の複製が制限されるのは医学・医療情報の流通、医療の質の保証に対して障害になると考えます。

2002年 第19回 医学情報サービス研究大会 静岡大会のお知らせ

来る2002年7月ごろに静岡県静岡市で医学情報サービス研究大会が開催されることになりました。医学図書館や病院図書室などの医学情報サービス関係者が全国から集まります。研究発表を主として、特別講演、教育講演、情報関連製品のプロダクトレビュー、懇親会などを開催する予定です。会場はJR静岡駅からバスで10分の便利な場所にあります。

詳細は追ってお知らせいたしますので、奮って御参加下さい。

実行委員長：田引淳子（清水市立病院 図書館）

会 場：静岡県立大学短期大学部

〒422-8021 静岡市小鹿二丁目2番1号

事務局：浜松医科大学 附属図書館 小浜 進

〒431-3192 浜松市半田山一丁目20番1号

TEL：053-435-2171 FAX：053-435-5140

E-mail：kohama@hama-med.ac.jp

2. 病院の教育研究機能

「国立東京第二病院」「国立療養所東京病院」以外に全国で440の病院（一般病院425、精神病院15）が厚生労働大臣により臨床研修病院に指定され、医師の養成、研修を受け持っています。この他にも各種学会の教育・研修・認定指導・修練施設などを受け持っていますが、これは、病院が診療のみならず、教育に関しても一定の機能を持たなければならないということを示しています。また、医療に携わる医師の圧倒的多数が病院に所属しており、臨床分野を中心に学会発表、論文発表など病院所属の医師たちの研究量は決して少なくありません。

一方、医師の研修に関しては平成16年に改正が予定されており、医師の卒後研修が義務化されますが、これによりますます病院の教育機能が要求されることになるのは必至です。現在でも「臨床教授」が新設されるなど、臨床教育に関しては大学と同等の役割を果たしています。そして、これらの病院では先の2病院と基本的な機能において、何ら差がないことも付け加えたいと思います。

3. 病院図書館における文献流通の現状

大学等の医学図書館では自館に所蔵しない文献を「相互貸借」の形で補い合い、研究、教育、臨床に供するのが一般的となっています。一方、病院図書館では所蔵する資料にはさらに限界があり、医療スタッフの求める文献のかなりの部分を、この相互貸借によって入手・提供せざるを得ないのが実情です。その際に文献複写は欠かせない手段となっています。

近畿病院図書室協議会では過去約25年間の図書館協力活動を通じ、求められる医学情報が医療の場にあまねく流通するよう留意してきました。そのため、会員の医学雑誌所蔵データを各種の総合目録の形にして文献相互貸借のツールとし、また、文献流通ルールの統一化などの事業を行ってきました。

デジタル情報化時代の今日、著作権は流動的要素を抱えながらも、情報の生産と流通において益々、重要性を帯びてくると認識しております。病院図書館においてもこれが円滑かつ適正に運用されるよう、広く理解と協力を願うものであります。

医学書の厚生社

〒530-0003 大阪市北区堂島3丁目2番7号

■電話 06-6451-3711 ■ファクス 06-6451-3771
 ご注文は ■電子メール：koseisha@yo.rim.or.jp
 ■ホームページ：<http://www.kose-sha.co.jp/>
 （ホームページで過去3年の雑誌の特集を検索出来ます）